

第 10 章 宮城県薬事関連災害協定書等

災害時における医療救護活動に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城県病院薬剤師会（以下「乙」という。）は災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定された災害をいう。）時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し薬剤師班の派遣を要請できるものとする。

2 乙は、災害時に薬剤師班を編成し、速やかに派遣するものとする。

（薬剤師班の業務）

第3条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（1）救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

（2）救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け並びに管理

（3）その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導等甲が必要と認めた事項

（薬剤師班に対する指揮等）

第4条 薬剤師班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定するものが行うものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給する。

（調剤費）

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

（体制整備）

第7条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制等の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

（訓練）

第9条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）薬剤師班の派遣に要する費用

（2）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（3）薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（4）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの。

（細目）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議書の発行）

第13条 この協定は、令和3年12月20日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

令和3年12月17日

甲 宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

乙 宮城県仙台市青葉区落合二丁目15番26号
一般社団法人宮城県薬剤師会長 山田 卓郎

災害時の救護活動に関する協定書実施細則

宮城県（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城県病院薬剤師会（以下「乙」という。）との間において令和3年12月17日付けで締結した非常災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づく細則は、次のとおりとする。

（薬剤師班の派遣要請）

第1条 甲が、協定書第2条第1項の規定により乙に派遣を要請するときの手段は、問わないものとする。ただし、必ず様式第1号の文書を取り交わすものとし、その効力の発生時期は、派遣要請の意思が乙に伝達されたときとする。

（薬剤師班の編成）

第2条 協定書第2条第2項に定める薬剤師班の構成は、薬剤師及び補助職員とする。

2 前項の補助職員は、災害時の救護活動状況により必要と甲が認めたときに置くことができる。

（医療救護活動の報告）

第3条 乙が、協定書第2条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各薬剤師班ごとの様式第2号医療活動報告書、様式第3号薬剤師班員名簿及び様式第4号医薬品等使用報告書を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告書）

第4条 乙が、協定書第2条の規定による医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは様式第5号事故報告書により、速やかに甲に報告するものとする。

（原子力災害時の安全確保）

第5条 甲は、乙が派遣した薬剤師班の安全を確保するために必要な物品等を貸与するものとする。

2 乙が派遣した薬剤師班が、放射性物質の放出後に協定書に基づく業務に従事した場合、甲は乙が派遣した薬剤師班に対し、業務終了後の退域時の検査及び必要に応じた簡易除染を行うものとする。

（費用弁償等の請求）

第6条 協定書第10条第1号、第2号及び第4号の規定による費用については、乙が各薬剤師班分を取りまとめ、様式第6号費用弁償請求書により、甲に請求するものとする。

2 協定書第10条第3号の規定による扶助金については、支給を受けようとするものが様式第7号扶助金支給請求書により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第7条 協定書第10条第1号の規定による費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第10条第2号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第10条第3号に規定する扶助金については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年12月22日宮城県条例第37号）に準ずるものとする。

4 協定書第10条第4号の規定による費用弁償の額は、同条第1号から第3号までに該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払）

第8条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に対し支払うものとする。

別表

区分	日当	旅費	時間外勤務手当
薬剤師	災害救助法施行細則（昭和35年規則第48号）別表2に定める額		
補助職員	職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）による行政職2級1号給に当たる者の1日当たりの給与相当額（100円未満の端数切り捨て）	職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）に定める2級の職務にある者の旅費に相当する額	職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）による行政職の時間外勤務手当支給の令による額

医療救護活動報告書

氏 名			
災害発生場所			
医療救護活動場所			
活 動 状 況	備 考		
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 調剤件数 件 服薬指導 件 一般医薬品交付 件 薬事衛生指導 件 医薬品等仕分 件 医薬品等配送 件			
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 調剤件数 件 服薬指導 件 一般医薬品交付 件 薬事衛生指導 件 医薬品等仕分 件 医薬品等配送 件			
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 調剤件数 件 服薬指導 件 一般医薬品交付 件 薬事衛生指導 件 医薬品等仕分 件 医薬品等配送 件			

事故報告書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり（傷病者・死亡者）が発生したので報告します。

年号 月 日

宮城県知事 殿

一般社団法人宮城県薬剤師会長

事故（傷病者・死亡者）概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
所属					
派遣先					
傷病名		程度	重傷・中等傷・軽傷		
外来・入院	年 月 日	診療（入院） 医療機関名			
受傷（発病）日時	年 月 日		時 分		
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
死亡受傷（発病）時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額
(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

扶助金支給申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名

災害時の医療救護活動に関する協定書第10条第3号の規定及び同協定実施細目第6条第2項の規定による扶助金を支給されるよう、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病にかかり、又は死亡した者の状況	氏名				性別	男・女	生年月日		
	住所								
	職種		勤務地			所属薬剤師 班名			
	傷病名				受傷（発病） 年 月 日		年 月 日		
	死亡原因				死亡年月日				
傷害給別			療養開始 年 月 日	年 月 日	治 ゆ 年 月 日	年 月 日			
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで 日間			休業期間中における 業務上の収入の有無		有・無			
扶助金支給基礎額	災害に際し応急措置の業務に従事したものに係る損害補償に関する条例第2条第1項第（ ）号該当								
扶助金支給申請額									
備 考									

- 注1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること。
（療養扶助金申請の場合は不要）
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
 - 3 休業扶助金の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載があるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
 - 4 傷害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した傷害診断書を添付すること。
 - 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
 - 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
 - 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

災害時における医療救護活動に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城県病院薬剤師会（以下「乙」という。）は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）で定める宮城県地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、災害時に、協力を得ることが必要と判断した場合、乙に対して、病院に勤務する薬剤師を要請できるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、甲と協議の上、薬剤師を速やかに派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 甲の申請に基づく薬剤師の医療救護活動の業務は、次のとおりとする。

- （1）災害拠点病院、被災病院等における疾病者等に対する調剤及び服薬指導
 - （2）救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け及び管理
 - （3）その他、公衆衛生、医薬品の使用方法等の薬学的指導等甲が必要と認めた事項
- （薬剤師に対する指揮等）

第4条 薬剤師に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、必要に応じて甲が供給するものとする。

（体制整備）

第6条 乙は、災害時に迅速な対応が取れるよう、組織内の連絡及び派遣体制等の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

（訓練）

第8条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（費用の支弁）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく範囲内で支弁するものとする。

- （1）薬剤師の派遣に要する費用
 - （2）薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - （3）薬剤師が医療救護活動において負傷し、り患し、又は死亡した場合の扶助金
 - （4）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもので甲が必要と認めたもの
- （細目）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議書の発行）

第12条 この協定は、令和3年9月1日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

令和3年8月30日

甲 宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

乙 宮城県仙台市青葉区星稜町1番1号
一般社団法人宮城県病院薬剤師会 会長 片山 潤

災害時の救護活動に関する協定書実施細則

宮城県（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城県病院薬剤師会（以下「乙」という。）との間において令和3年8月30日付けで締結した非常災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（薬剤師の派遣要請）

第1条 甲が、協定書第2条第1項による派遣要請は、甲又は甲の指定する者が様式第1号により実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による派遣要請も可とし、その効力の発生時期は、派遣要請の意思が乙に伝達されたときとする。この場合、甲は、後日様式第1号を乙に提出するものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定書第2条の規定により薬剤師を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、薬剤師ごとの様式第2号医療活動報告書、様式第3号派遣者名簿及び様式第4号医薬品等使用報告書を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告書）

第3条 乙は、協定書第2条の規定による医療救護活動において、薬剤師が負傷し、り患し、又は死亡したときは様式第4号事故報告書により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号の規定による費用については、乙が取りまとめ、様式第6号費用弁償請求書により、甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号の規定による扶助金については、支給を受けようとする者又はその遺族が様式第7号扶助金支給請求書により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定書第9条第1号の規定による費用弁償の額は、災害救助法施行細則（昭和35年規則第48号）に定める額とする。

2 協定書第9条第2号の規定による費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号の規定による扶助金の額は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年宮城県条例第37号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号の規定による費用弁償の額は、同条第1号から第3号までに該当しない費用であつて、この協定実施のために要したものとし、事前に甲に協議するものとする。

（手続）

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく手続を行うものとする。

様式第1号

薬 第 号
年 月 日

一般社団法人宮城県病院薬剤師会長 殿

宮城県知事

薬剤師の派遣について（依頼）

このことについて、災害時における医療救護活動に関する協定書第2条及び同協定実施細則第1条の規定により、下記のとおり要請します。

記

- 1 派遣地域（要請元）
- 2 派遣期間
- 3 派遣薬剤師の数

医療救護活動報告書

氏 名			
派遣先			
活 動 期 間	活 動 状 況		
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 調剤件数 件 服薬指導 件 一般医薬品交付 件 薬事衛生指導 件 医薬品等仕分 件 医薬品等配送 件			
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 調剤件数 件 服薬指導 件 一般医薬品交付 件 薬事衛生指導 件 医薬品等仕分 件 医薬品等配送 件			
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 調剤件数 件 服薬指導 件 一般医薬品交付 件 薬事衛生指導 件 医薬品等仕分 件 医薬品等配送 件			

事故報告書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり（傷病者・死亡者）が発生したので報告します。

年号 月 日

宮城県知事 殿

一般社団法人宮城県病院薬剤師会長

事故（傷病者・死亡者）概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
所属					
派遣先					
傷病名		程度	重傷・中等傷・軽傷		
外来・入院	年 月 日	診療（入院） 医療機関名			
受傷（発病）日時	年 月 日	時 分			
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日	時 分			
死亡場所					
死亡受傷（発病）時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額
(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

扶助金支給申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名

災害時の医療救護活動に関する協定書第9条第3号の規定及び同協定実施細目第5条第3項の規定による扶助金を支給されるよう、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病にかかり、又は死亡した者の状況	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住所					
	所属		派遣先			
	傷病名		受傷（発病）		年 月 日	
	死亡原因		死亡年月日			
傷害給別		療養開始	年	治 ゆ	年	日
		年 月 日	月 日	年 月 日	月 日	日
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで	日間	休業期間中における業 務上の収入の有無		有・無	
扶助金支給基礎額	災害に際し応急措置の業務に従事したものに係る損害補償に関する条例第2条第1項第（ ）号該当					
扶助金支給申請額						
備 考						

- 注1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
 - 3 休業扶助金の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載があるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
 - 4 傷害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した傷害診断書を添付すること。
 - 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
 - 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
 - 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

非常災害用医薬品確保に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県医薬品卸組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画に基づき、非常災害時に必要とされる医薬品及び医療材料（以下「医薬品等」という。）の確保と供給について必要な事項を定めるものとする。

（災害時の医薬品等の供給）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し必要な医薬品等の供給を要請できるものとする。

2 乙は、災害時に必要とされる医薬品等の円滑な供給が行われるよう協力するものとする。

（体制整備）

第3条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、連絡体制及び供給体制の整備に努めるものとする。

（訓練）

第4条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、平常時から災害時の医薬品等の確保について協議し、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地の医薬品等の需給状況についての情報交換に努めるものとする。

（非常災害用医薬品等の備蓄）

第6条 甲は、災害初期に緊急に必要とされる医薬品等を指定し、乙はこれを備蓄するものとする。

2 前項の備蓄の方法は、流通備蓄とする。

3 甲は、前項の備蓄に要する経費について負担する。

4 甲は、第1項により指定する医薬品等の品目及び数量等について、毎年度、乙と協議して定めるものとする。

（非常災害用医薬品等の配送）

第7条 災害時に乙は、甲の指定した場所に備蓄医薬品等を速やかに配送するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第8条 乙は、日本医薬品卸売連合会と連携を強化して広域的な支援が受けられる体制の整備に努めることとし、災害発生時に県内施設で要請事項に対する措置ができない場合は、県外施設から措置するよう努めることとする。また、甲はそのために必要な協議を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定書の発効）

第10条 この協定は、令和3年8月19日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年8月19日

甲 宮城県知事 村 井 喜 浩

乙 仙台市青葉区大手町1番1号
宮城県医薬品卸組合 理事長 鈴木 三 尚

災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と有限責任中間法人日本医療ガス協会東北地域本部（以下「乙」という。）は、災害時の医療ガス等の調達業務について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 非常災害時における甲が行う医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1）酸素ガス及び液体酸素

（2）酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資器材等

（3）その他甲が指定するもの

（緊急要請）

第5条 第2条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医療ガス等の引取り）

第6条 医療ガス等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認）

第7条 医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

（体制整備）

第8条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（費用弁償）

第10条 甲は、乙の協力により調達された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

（細目）

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成17年4月1日

甲 宮城県知事 浅野史郎

乙 宮城県仙台市青葉区本町一丁目11-14
有限責任中間法人日本医療ガス協会
東北地域本部 本部長 佐藤敏男

災害時における医療機器等の確保に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）は、災害時の医療機器等の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画（平成16年6月策定）に基づき、非常災害時に必要とされる医療機器及び衛生材料（以下「医療機器等」という。）の確保と供給について必要な事項を定めるものとする。

（災害時の医療機器等の供給）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し必要な医療機器等の供給を要請できるものとする。

2 乙は、災害時に必要とされる医療機器等の円滑な供給が行われるよう協力するものとする。

（医療機器等の点検）

第3条 甲は、医療機器等の点検整備等を必要とする場合には、乙に対し、点検整備等について協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療機器等の範囲）

第5条 甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1）医療機器
- （2）衛生材料
- （3）その他甲が指定するもの

（要請の手続）

第6条 甲は乙に協力を要請する場合は、次の事項について書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができるものとする。

なお、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

- （1）供給・点検修理の区別
- （2）品名
- （3）数量
- （4）供給（点検）日
- （5）送付（点検）場所
- （6）その他参考事項

（体制整備）

第7条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（費用弁償）

第9条 甲は、乙の協力により調達された医療機器等について、その実費を負担するものとする。

（細目）

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定書の効力)

第12条 この協定は、平成22年7月1日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成22年6月28日

甲 宮城県知事 浅野史郎

乙 宮城県仙台市青葉区山手町12-9
宮城県医療機器販売業協会 会長 浅若博敬

災害時における毒物劇物による危害防止協力に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県毒劇物協会（以下「乙」という。）は、災害時の毒物劇物による危害防止に関する業務について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画に基づき、災害の発生に伴い、毒物劇物貯蔵施設等から毒物劇物が漏洩した場合等における乙の応援協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し必要な資機材の供給を要請できるものとする。

2 乙は、災害時に必要とされる資機材の円滑な供給が行われるよう協力するものとする。

（技術的助言）

第3条 乙は、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、甲の求めに応じて、必要な技術的助言を行うものとする。

（体制整備）

第4条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、連絡体制及び供給体制の整備に努めるとともに、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、運搬するものとする。

（資機材）

第5条 第2条の資機材は、中和剤、吸着剤、防毒マスク、防毒衣、その他毒物劇物による危害防止に効果的な資機材として、別に定める。

2 資機材は、乙の所属会員が所有する資機材を利用する。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定により、乙が要した資機材の経費については、甲が負担するものとする。

（事務局）

第7条 この協定の施行に関し、甲は宮城県保健福祉部薬務課に、乙は宮城県毒劇物協会にそれぞれ事務局を置く。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成21年3月24日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙 宮城県仙台市宮城野区日の出町一丁目2番1号
宮城県毒劇物協会 会長 高 澤 一 男

大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県医薬品卸組合理事長鈴木三尚（以下「乙」という。）とは、宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・風水害等災害対策編・津波災害対策編〕において規定する県外等から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所について、次のとおり覚書を交換する。

- 1 一次医薬品集積所は、乙の会員が所有する次の施設とする。
所在地：黒川郡大和町小野字明通40-7
名称：バイタルネット宮城物流センター
- 2 一次医薬品集積所で受け入れる品目は、医薬品、医療機器、衛生材料等の医療救護に必要なものとする。
- 3 一次医薬品集積所の施設使用については、無償とする。
- 4 一次医薬品集積所の使用が必要な場合は、甲は乙に対してその使用を要請するものとし、乙は、甲の要請に基づく医薬品等の適切な受入・供給が行われるよう努めるものとする。
- 5 甲は、一次医薬品集積所に管理責任者を設置し、運営・管理を行う。
- 6 この覚書に定めがない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年3月9日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙 宮城県仙台市青葉区大手町1-1
宮城県医薬品卸組合 理事長 鈴木 三尚